

## 令和6年度「国際理解教室」実施要領

### 1 趣 旨

地域における国際理解教育や国際交流事業への取組を積極的に支援し、地域の国際化を図るため、市内学校、各種団体等からの要請に基づき、本市の国際交流事業に携わる職員等による国際理解教室を実施する。

### 2 主 催

旭川市

### 3 講 師

- (1) 旭川市国際交流員
- (2) J I C A (国際協力機構) 国際協力推進員
- (3) 旭川市国際交流委員会職員
- (4) 旭川市都市交流課職員

### 4 手 順

#### (1) 申込み

申込者は、希望講師の予定及び開催場所の利用状況を事前確認の上、申込用紙(様式1)を開催日の6か月前から1か月前までに、都市交流課に提出(FAX・メール可)する。

#### (2) 回 答

都市交流課は、申込内容を確認、検討の上、実施の可否を申込者に回答する。

#### (3) 打合せ

実施決定後、申込者と講師は相互に連絡を取り、内容の詳細及び事前準備等について打合せをする。

#### (4) 報 告

申込者は**実施後2週間以内**に、実施報告書(様式2)を都市交流課に提出(FAX・メール可)する。使用した資料、講座の様子の写真等があれば添付する。

※様式1及び2は旭川市国際交流センターホームページからダウンロード可能

URL <http://www.asahikawaic.jp/about/koushi/>

### 5 留意事項

- (1) 実施場所は原則旭川市内とし、旭川市国際交流センター以外で実施する場合、講師の会場までの送迎は申込者が負担する。
- (2) 旭川市国際交流センター内の共用会議室で実施する場合、専用駐車場がないため、近隣有料駐車場または公共交通機関を利用する。